

平塚市国際交流協会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、平塚市国際交流協会（以下「協会」という。）という。

(事務所)

第2条 協会は、事務所を平塚市天沼7番8号に置く。

(目的)

第3条 協会は、国際姉妹都市ローレンス市はもとより諸外国との連携を深め、相互理解と友好親善を深めるとともに、平塚市民と市内の外国人に対する情報の提供や市民レベルの交流活動の推進を図り、平塚市の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 市民レベルの交流事業の推進
- (2) 市民の国際理解と国際意識の高揚
- (3) 国際姉妹都市ローレンス市との交流
- (4) 国際化に即応する体制作り
- (5) 国際交流事業全般
- (6) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(会員)

第5条 協会は、協会の目的に賛同する個人、団体及び法人を会員として登録する。

2 入会手続及び会費等については、別に定める。

(組織)

第6条 協会は、協会全般の運営を総括する総調整委員会、協会事業の日常的運営に直接関わる組織として、次の各号に定める部会及びグループを設置するものとする。

- (1) ローレンス市友好交流部会
- (2) 通訳・翻訳部会
- (3) 日本語部会
- (4) 広報グループ
- (5) イベントグループ

3 協会は、理事会の承認を得て、必要に応じ、特定事業を実施する実行委員会を設置することができる。

4 前3項に規定する組織については、別に「平塚市国際交流協会の組織設置要綱」に定める。

第3章 役員

(役員)

第7条 協会に次の役員を置くことができる。

- (1) 理事長 1人
- (2) 副理事長 2人
- (3) 理事（理事長及び副理事長を含む。） 10人以上20人以内
- (4) 監事 1人

(役員を選出)

第8条 理事は、別表の団体並びに各部会及びグループの推薦を受け、理事長が任命する。

- 2 前項のほか、理事長の推薦により、学識経験者を理事とすることができる。
- 3 理事長は、理事の互選により定める。
- 4 副理事長及び監事は、理事会の議決を経て理事長が任命する。
- 5 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第9条 理事長は、協会を代表して業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐して業務を統括し、理事長に事故あるときはその職務を代理し、また理事長が欠けた時はその職務を行う。この場合は、あらかじめ理事長の指名する順位による。
- 3 理事は、理事会を構成し、協会の業務の執行を決定する。
- 4 監事は、協会の会計を監査する。

(役員任期)

第10条 役員任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とし、増員により選任された役員任期は、現任者の残任期間とする。

- 2 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第4章 会議

(理事会)

第11条 理事会は、次の事項について協議し、決定する。

- (1) 規約の制定及び改廃に関すること
 - (2) 事業計画及び収支予算
 - (3) 事業報告及び収支決算
 - (4) その他協会の運営に関する重要な事項
- 2 理事会は、理事長が必要と認めたとき、または理事の3分の1以上の請求があったときに招集する。
 - 3 理事会は、理事の3分の2以上の出席がなければ開会することはできない。
 - 4 理事会の議長は、理事長が務める。
 - 5 理事会の議事は、出席理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
 - 6 理事長は、理事会の会議に必要があると認めたときは、関係者の出席を求めることができる。
 - 7 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。
 - 8 理事長は、理事会で決定した事項について会員に報告しなければならない。

第5章 会計

(経費)

第12条 協会の経費は、会費及び市からの委託事業費並びに補助金、その他の収入を充てる。

(会計年度)

第13条 協会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 事務局

(事務局)

第14条 協会の事務を処理するため、協会に事務局を置く。

- 2 事務局に、事務局長その他必要な職員を置くことができる。

第7章 雑則

(委任)

第15条 この規約に定めるもののほか、協会の運営に関して必要な事項は、理事長が別に定めることができる。

附 則

- 1 この規約は、平成6年4月15日から施行する。
- 2 協会の設立当初の会計年度は、第13条の規定に関わらず、規約の施行日から平成7年3月31日までとする。

附 則

この規約は、平成7年4月27日から施行する。

附 則

この規約は、平成10年6月23日から施行する。

附 則

この規約は、平成11年6月2日から施行する。

附 則

この規約は、平成15年6月5日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年5月25日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成23年5月20日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年3月30日から施行する。

附 則

この規約は、令和6年4月19日から施行する。

別表 (第8条関係)

4 ロータリークラブ代表
3 ライオンズクラブ代表
国際ソロプチミスト平塚
平塚青年会議所
国連協会平塚支部
商工業関係団体代表
観光関係団体代表
文化関係団体代表
体育関係団体代表
教育関係団体代表
青少年関係団体代表
東海大学
神奈川大学